

スタートアップ知財支援基盤整備事業

特許庁総務部企画調査課

令和6年度概算要求額 **2.6億円（3.9億円）**

※現行事業の一部は、令和6年度より（独）工業所有権情報・研修館に移管予定のため、同独法交付金にて要求

事業の内容

事業目的

本事業では、スタートアップへの知財戦略構築支援を行うとともに、その支援で得られた好事例も含めた有用な情報をスタートアップ・知財専門家・スタートアップ関係者に広く発信しつつ、両者のネットワークを構築する場を提供することにより、スタートアップエコシステムにおける知財意識の向上及び知財支援体制の整備を促し、スタートアップが自律して知財戦略を構築して成長やEXITを目指すエコシステムが形成されることを目的とする。

事業概要

（１）ベンチャーキャピタルへの知財専門家派遣事業

受託事業者を事務局として、弁理士・弁護士等の知財専門家をベンチャーキャピタルに派遣することにより、ベンチャーキャピタルに知財戦略に関する取組の重要性を認識させて、ベンチャーキャピタルがスタートアップに対して知財も意識した効果的な助言ができるようにしつつ、ベンチャーキャピタルを通じたスタートアップへの知財戦略構築等の支援を行う。

（２）スタートアップ特化型知財ネットワーク構築事業

知財に関する情報発信や普及啓発イベントなどを行い、スタートアップが知財に関する情報を取得する場、スタートアップ・知財専門家・スタートアップ支援関係者のネットワーク構築の場を提供する。

※令和5年度に本予算で実施中の「創業期スタートアップに対する知財戦略構築等支援事業」は、令和6年度より（独）工業所有権情報・研修館に移管予定のため、同独法交付金にて要求

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

（１）ベンチャーキャピタルへの知財専門家派遣事業



（２）スタートアップ特化型知財ネットワーク構築事業



成果目標

（１）ベンチャーキャピタルへの知財専門家派遣事業

短期的には、知財専門家が、派遣先ベンチャーキャピタルを通して、1年間に関わったスタートアップの数が50社以上になることを目指す。

最終的には、ベンチャーキャピタルへの知財専門家派遣事業で、前々年度までに支援を受けたスタートアップが、支援終了後に特許出願した件数の平均が、1社あたり2件以上になることを目指す。

（２）スタートアップ特化型知財ネットワーク構築事業

短期的には、会員に対するアンケートに基づくスタートアップ特化型知財ネットワーク構築事業への評価の平均が75%以上になることを目指す。

最終的には、IP BASEポータルサイトの会員数が3000人以上になることを目指す。